

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

公表日：2026年6月29日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者の男女の賃金の差異	66.5%
正規雇用の男女の賃金の差異	76.5%
非正規雇用の男女の賃金の差異	77.4%

補足事項

対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与、その他各種手当、通勤手当を含み退職手当を除く。

役員：役員は除く。

正社員：出向者については学外への出向者及び企業等からの出向者を除く。

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託を含みTA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）、非常勤講師、派遣社員を除く。

附属病院、附属学校、附帯施設等の人員を含む。

（差異についての説明）

- 本学の給与制度は、性別による差異はなく同一の基準ですが、上位職及び諸手当の受給者の割合が女性より男性に多いことが、差異の主たる要因です。

女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の公表

公表日：2026年6月29日

管理職に占める女性労働者の割合(※基礎項目)

令和7.5.1現在

	管理職
女(A)	15人
男(B)	86人
計(C)	101人
女割合(A/C)	14.9%
令和6年度	13.9%

※管理職手当適用職種(専任病院長、在籍出向者含む)

役員に占める女性の割合

令和7.5.1現在

	常勤	非常勤	計
女(A)	1人	3人	4人
男(B)	4人	0人	4人
計(C)	5人	3人	8人
女割合(A/C)	20.0%	100.0%	50.0%
令和6年度	0.0%	100.0%	33.3%

※非常勤監事含む